

はじめに ～ユニバーサルデザインとは～

答申案 P3～

すべての人が利用または参加することを前提として、できるだけ多くの人が使えよう、また使いやすいようにはじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方

第1章 基本的な考え方

答申案 P4～

1 改定の趣旨

- 本県では、平成17年3月に「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を策定し、ユニバーサル社会の実現に向けて各種施策に取り組んできたところ
- 指針策定以降の様々な制度等や社会的環境の変化を踏まえるとともに、令和7年に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を好機として捉え、社会全体で一層ユニバーサルデザインの推進を図るための指針として改定

2 位置づけ・性格

<位置づけ>

- 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づく指針

<性格>

① 県における総合的な取組方針

➡ 事業を実施するにあたっての基本的な考え方や方向性などを示す

② 市町、県民、事業者、民間団体におけるガイドライン

➡ 県と連携してユニバーサルデザインを推進するためのもの

3 改定にかかる背景

(1) 制度や概念の変化

- 障害者権利条約の国連採択：障害の社会モデル、当事者参画、インクルーシブな社会づくりの提起
- 国内の制度等の変化：障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定、ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行等

(2) 社会的環境の変化

- 【少子高齢化の進展】
 - ・ 出生数が減少傾向となる一方、65歳以上人口は令和27年頃まで、増加予測
 - ・ ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、高齢者が安全で快適に暮らせることができる環境づくりや、子育てしやすい環境づくりが必要
- 【障害者の社会参加の状況】
 - ・ 各種障害関係手帳所持者数および民間企業に雇用されている障害者数の増加
 - ・ 障害者の自立や社会参加が進み、ハード面の環境整備とあわせて、障害者に配慮した情報提供や理解の促進など、ソフト面の環境づくりを進めていくことが必要
- 【国際化の進展】
 - ・ 県内の外国人人口の増加および多国籍化の進展、外国人雇用者数の増加
 - ・ 多様な言葉や文化、風習、価値観などを理解し合い、相互に人権と個性を尊重しながら、活躍できる地域社会となっていくことが必要
- 【その他】
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な生活上の困難を抱える人への理解促進が必要
 - ・ ICTの進展によって利便性が高まる中、最新のICTを活用しつつ、様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備が必要
 - ・ LGBT等の性の多様性についての理解、トイレなどの利用にあたっての環境整備の課題

4 推進体制等

- 様々な当事者団体で構成する福祉のまちづくり推進会議において、ユニバーサルデザインに関する県の取組をはじめ参画団体の取組の報告や意見交換を行いながら、ユニバーサルデザインを推進
- 指針については、急速に変化する国際情勢や国内情勢、変化する課題、県民ニーズに対応するため、必要に応じて、5年程度で見直し

第2章 滋賀が進めるユニバーサルデザイン

答申案 P12～

1 基本目標

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくりをすすめるために
～誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現～

2 基本方針

- 👤 だれもが取り組むユニバーサルデザインの推進
- 🏠 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進
- ✂️ だれもが使いやすいものづくりの推進
- 📱 だれもが満足できるサービス・情報の提供の推進

➡ 基本方針ごとに第3章にて「目指す方向」を設定

3 基本姿勢

- (1) 多様な人々の違いを認め合い、だれもがその人らしく活躍できる共生社会の実現を目指します。
- (2) 先駆的に取り組んできた先人たちの福祉実践や、障害者福祉施策を基礎に検証しながら、新しい社会課題に積極的に取り組みます。
- (3) 県民、事業者、民間団体、市町、県の連携と協働による取組を進めます。
- (4) 障害者権利条約で提起された考え方を根底に取組を進めます。
- (5) 持続可能な開発目標 (SDGs) の視点を生かした取組を進めます。



第3章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性

答申案 P14～

基本方針	現状と課題	目指す方向
だれもが取り組むユニバーサルデザイン 	<ul style="list-style-type: none"> 指針策定から18年が経過したが、引き続きユニバーサルデザインに接する機会を増やすことが必要 県民等との意見交換の機会を設けてより多くの方々の意見を反映させることが必要 すべての県民が様々な場でユニバーサルデザインを学ぶ機会を持つことが必要 県職員が障害や国籍、性の多様性等に起因する差別解消に主体的に取り組めるよう研修等が必要 	<p>(1) 継続的な理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ユニバーサルデザインや障害の社会モデルの考え方の周知 ② 外見からわかりにくい障害等への理解促進 <p>(2) 当事者参画の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みの活用 ② イベントや会議等のユニバーサルデザイン化 <p>(3) ひとりづくり、学びの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ユニバーサルデザインの考え方の学習環境づくり ② 授業のユニバーサルデザイン化の促進 ③ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境づくり ④ 様々な事業者を対象にしたユニバーサルデザインの意識づくり ⑤ 地域や職場のリーダー、ボランティア活動に参加する民間団体の育成 ⑥ 県職員の人材育成
	<ul style="list-style-type: none"> 新施設でのユニバーサルデザインは一定進んでいる一方、既存の施設では配慮されていないものもある 条例に定める整備基準さえ満たせばよいという意識が見受けられる すべての県民、来訪者が地域交通から広域交通まで様々な交通手段を組み合わせ、円滑に移動できる環境の形成が必要 障害や加齢により身体能力が低下した場合等に対応した住宅に関する情報や、住宅相談窓口に関する情報を周知していくことが必要 	<p>(1) 利用しやすい施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という障害者権利条約の理念に基づく施設整備の推進 ② 施設のユニバーサルデザイン化、事業者などに対する意識啓発 ③ ひと中心のまちづくりの実現 ④ より望ましい整備基準への適合 ⑤ 建物、公園等のユニバーサルデザイン化 ⑥ 観光地の受入環境整備 <p>(2) 移動しやすいまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全で快適に移動できる線的、面的基盤の整備 ② だれもが移動しやすい公共交通機関や道路等の整備 ③ だれもが円滑に移動できる交通ネットワーク形成 ④ 休憩場所や公衆トイレ、案内標識や案内表示の整備 ⑤ シームレスな交通体系の構築 <p>(3) 快適に過ごせる住まい</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「住まい」のユニバーサルデザイン化のための情報提供や啓発 ② 公共賃貸住宅のユニバーサルデザイン化
	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの製品の普及が必要 福祉用具など個々の利用者の状態などに対応する製品の制作が必要 ユニバーサルデザイン製品に対する認知度はまだまだ低く、需要の把握や供給も十分とはいえない 	<p>(1) 製品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ① だれもが使いやすい「ものづくり」の開発と普及 ② 事業者に対する働きかけ ③ 福祉用具の普及開発と補装具の支給への支援 <p>(2) 製品の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ユニバーサルデザイン製品の情報提供 ② ユニバーサルデザイン製品の購入、利用、供給促進 ③ 県におけるユニバーサルデザインの公共調達の推進
<ul style="list-style-type: none"> 質の高い県民サービスを行う県庁の確立を目指し、引き続き県庁を挙げて率先行動に取り組むことが必要 一人ひとりの状況に応じて、必要な情報をわかる形で提供することが必要 	<p>(1) 利用しやすいサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 多様できめ細やかなサービスの提供 ② 行政、事業者等における積極的な情報公開、情報提供 ③ 文化芸術やスポーツ等に親しめる環境整備等 ④ イベントや会議等のユニバーサルデザイン化 <p>(2) わかりやすい情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報発信や申請手続き等におけるアクセシビリティの向上 ② わかりやすく、様々な媒体を活用した情報提供 ③ 公共空間の表示等におけるやさしいデザインの導入 ④ ICTを活用した情報発信などの様々な人が情報を得やすい環境整備 ⑤ 防災情報の提供、防災体制の整備 	

第4章 ユニバーサルデザイン推進にあたってのさまざまな主体の役割

答申案 P26～

<h3>1 県の役割</h3> <ul style="list-style-type: none"> 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を基本に福祉のまちづくりに取り組む 各組織が連携、率先して取組を推進 様々な普及活動、意見、情報交換の機会の確保 調査、研究など情報収集 県民への情報提供 研修会の開催、意識啓発 国に対する働きかけ
<h3>2 市町に期待される役割</h3> <ul style="list-style-type: none"> 国や県、事業者、民間団体などと連携 主体的、積極的に様々な分野において指針を踏まえた施策を展開 まちづくりに関する基本計画の策定 住民への啓発 様々な学習の場における学ぶ機会の提供
<h3>3 県民に期待される役割</h3> <ul style="list-style-type: none"> 共生社会の意識を持つ 相手の立場に立って考える気持ちを育む 行政や事業者、民間団体などの取組に協力 積極的な意見・提言、取組の評価 施設、製品、サービスなどの点検 身近なことから主体的に行動
<h3>4 事業者期待される役割</h3> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン推進に関する民間活動の中心的な役割 多様な利用者のニーズを踏まえた施設整備や製品開発、サービスの提供 事業所内や業界内における普及啓発、リーダー育成 利用者の意見を反映させる仕組みづくり 利用者、他の事業者、民間団体、大学、行政などと交流、連携
<h3>5 民間団体に期待される役割</h3> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの普及 行政や事業者、他の民間団体などとの連携、ネットワーク化 行政や事業者などに積極的に協力、提案 自ら実践すること

※ さまざまな主体ごとの取組例は参考資料に掲載